

1

2

3

4

5

6

7 **第4章 基本対策と施策**

8

9

10

1 施策体系



基本対策	施策
重点対策 1 - 1 省エネ・再エネ・蓄エネの推進	P44 (1)徹底した省エネルギーの推進 (2)地域特性を生かした再生可能エネルギーの推進 (3)地域主導による連携の仕組みづくり (4)公共施設における省エネ・再エネ・蓄エネの拡大
1 - 2 エネルギーマネジメントの推進	P45 (1)効率的なエネルギー管理の推進 (2)地域エネルギー管理システムの構築
1 - 3 未利用エネルギー・資源の利活用	P46 (1)廃棄物エネルギーの利活用 (2)下水熱及び下水汚泥の利活用 (3)バイオマス資源の利活用 (4)その他未利用エネルギーの利活用
重点対策 2 - 1 コンパクトなまちづくりの推進	P47 (1)コンパクトで暮らしやすい都市構造の構築 (2)暮らしやすい生活圏の実現
2 - 2 緑化の推進	P48 (1)身近な緑の確保 (2)森林の保全と活用 (3)地元産材の活用促進
2 - 3 公共交通と自転車・徒歩利用の促進	P49 (1)都心アクセスの強化と都心部での移動円滑化 (2)生活交通の確保維持・強化 (3)自転車利用環境の整備 (4)公共交通・自転車利用の啓発
重点対策 2 - 4 モビリティの脱炭素シフト	P50 (1)次世代自動車の普及拡大 (2)円滑な交通環境の整備 (3)モーダルシフトの推進
2 - 5 田園・自然と市街地の共生	P51 (1)田園・里湯・里山などの自然環境・生物多様性の保全 (2)豊かな自然環境を保全する環境活動の推進 (3)自然環境学習の推進
重点対策 3 - 1 企業経営等の脱炭素化	P52 (1)脱炭素経営の促進 (2)脱炭素技術・商品の導入促進
重点対策 3 - 2 脱炭素イノベーションの促進	P53 (1)次世代太陽電池の導入促進 (2)二酸化炭素の回収・有効活用・貯留技術の実現 (3)水素活用の推進 (4)カーボンニュートラルポートの促進 (5)その他脱炭素の新たな技術の地域実装の推進
3 - 3 環境保全型農業と農業の脱炭素化の推進	P54 (1)環境と人にやさしい農業の推進 (2)農業における再生可能エネルギーの推進 (3)J-クレジット制度の推進
重点対策 4 - 1 脱炭素社会への人づくり	P55 (1)社会における環境学習の推進 (2)学校における環境教育の推進
4 - 2 脱炭素につながる豊かな暮らしの実践	P56 (1)「デコ活」の推進 (2)高性能住宅の普及 (3)次世代自動車の利用拡大 (4)シェアリングの促進 (5)地産地消の推進
4 - 3 資源循環型社会の構築	P57 (1)3R(スリーアール)の推進によるごみの減量とさらなる資源循環 (2)事業系ごみの排出抑制と資源化の推進
4 - 4 市の率先行動の推進	P58 (1)市の率先行動の推進 (2)環境に配慮した事業者選定の推進 (3)資金スキームの検討
重点対策 5 - 1 自然災害対策の推進	P59 (1)豪雨等自然災害対策の推進 (2)市民の防災意識の高揚化 (3)迅速な災害情報等の発信
5 - 2 熱中症・感染症対策の推進 (ヒートアイランド対策)	P60 (1)熱中症対策の推進 (2)ヒートアイランド対策の推進 (3)感染症対策の推進
5 - 3 適応型農林水産業の推進	P61 (1)高温対策の推進 (2)動物の感染症対策の推進 (3)多雨・強雨対策の推進 (4)渇水リスクへの対応
5 - 4 地域のレジリエンスの強化	P62 (1)豊かな自然環境の保全 (2)治水対策・浸水対策の強化 (3)田園の防災機能活用 (4)海岸侵食対策の推進 (5)土砂災害対策の強化 (6)災害に強いまちづくりの推進 (7)災害廃棄物や有害物質の対策の推進

2 基本対策と取組

取組方針 1 徹底した省エネルギーと地域特性を生かした再生可能エネルギーの推進

基本対策 1－1 省エネ・再エネ・蓄エネの推進

重点
対策

脱炭素社会の実現には、エネルギー消費量そのものを減らす省エネルギーの推進とあわせ、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーへの転換が不可欠です。住宅や事業所、公共施設等での省エネ・再エネ・蓄エネの取組を市域全体で進めるため、行政での率先導入のほか、普及促進のための仕組みを形成します。

(1)徹底した省エネルギーの推進

- 住宅の断熱化や高効率給湯器といった省エネルギー性能の高い機器の導入を支援します。
- ハウスメーカー・工務店等と協力し、ZEHなど高性能省エネ住宅、断熱リフォームの普及啓発を図ります。
- 事業所におけるZEB化など建築物の省エネルギー化を促進する情報提供を行います。
- 市内中小製造業・物流業の生産設備やデジタル技術の導入による生産性向上及び省エネ化・脱炭素化を図る設備投資を支援します。
- 電気自動車(EV)・プラグインハイブリッド自動車(PHV)の普及、V2Hの利用促進、充電環境の充実を図ります。

(2)地域特性を生かした再生可能エネルギーの推進

- 太陽光、風力発電事業等の再生可能エネルギー発電事業を推進します。
- 家庭や事業所等における再生可能エネルギー設備の導入を支援します。
- 太陽光、風力発電ゾーニングマップにより、市域の導入ポテンシャルを周知します。
- 再生可能エネルギー発電事業の実施に関する関係法令等に適切に対応し、地域と共生した再生可能エネルギーの導入を推進します。
- 再生可能エネルギーの導入促進や地域共生・地域裨益に向けた制度構築を検討します。
- 地域新電力と連携し、再生可能エネルギーの地産地消を推進します。
- 次世代太陽電池の早期社会実装を推進します。

(3)地域主導による連携の仕組みづくり

- 市民、NPO及び事業者等の主体的な発想や資金を活用し、地域主導で再生可能エネルギー・省エネルギーの普及を進める仕組みづくりを支援します。

(4)公共施設における省エネ・再エネ・蓄エネの拡大

- 発災時に防災拠点となる公共施設に、太陽光発電システムと蓄電池を合わせて整備し、通常時のピークカット対策や停電時の非常電源対策として活用します。
- 非常用電源となりうる電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）の導入を推進します。
- 公共施設のLED照明の導入を推進します。
- 公共施設のZEB化を推進します。

1

2

3 基本対策1－2 エネルギーマネジメントの推進

4 エネルギーマネジメントにより、エネルギー利用の無駄をなくし、エネルギー効率を向上させる
5 ことは温室効果ガス排出量の削減に直結します。個々の建物だけでなく、地域全体でのエネルギー
6 マネジメントシステムの構築を推進します。

7

(1)効率的なエネルギー マネジメントの推進

- 家庭、ビル、工場においてHEMS、BEMS、FEMSによる効率的なエネルギー マネジメントが実施されるよう普及啓発を推進します。

(2)地域エネルギー マネジメントシステムの構築

- 事業者と連携し、まちづくりと一体となった低炭素な地域エネルギーの拡大を推進するとともに、分散型エネルギー システムの構築を図ります。
- 開発地域での地域エネルギー マネジメントシステムの導入促進に向けた方策の検討を行います。
- 地域エネルギー マネジメントシステムの構築のため、DR（デマンドレスポンス）の取組を支援します。

8

2 基本対策 1 – 3 未利用エネルギー・資源の利活用

3 廃棄物処理や下水処理等の過程から発生する未利用エネルギーの有効活用やバイオマス資源の
4 利用拡大に向けた検討を行うことで、市域における温室効果ガス排出量の削減につなげます。

(1) 廃棄物エネルギーの利活用

- ごみの焼却により発生する熱エネルギーを余熱利用施設で利用するほか、発電を行い、その電力を施設内で使うとともに、余剰分を市有施設で活用する電力の地産地消を推進します。
- 廃棄物処理施設の余剰電力を活用し、再生可能エネルギーの地産地消を推進します。

(2) 下水熱及び下水汚泥の利活用

- 下水処理場の汚泥処理過程で発生する消化ガスによる発電を行います。
- これまで取り組んできた刈草と下水汚泥の混合消化の他、消化ガスの発生量の増加につながる方法を多角的に検討します。
- 下水熱による融雪や空調利用について、民間事業者などへの利用拡大に向け検討を行います。

(3) バイオマス資源の利活用

- 廃棄物の分野においては、資源米を原料の一部に使用したバイオマスプラスチックの利用を推進します。
- もみ殻や間伐材等バイオマス資源の利用拡大に向けた検討を行います。

(4) その他未利用エネルギーの利活用

- 地中熱や工場排熱などの未利用エネルギーについて、利用拡大に向けた検討を行います。

1 取組方針2

都市と田園が調和する持続可能なまちづくり

2

3

基本対策2-1

コンパクトなまちづくりの推進

4

5 地域（各区）の特性を生かした拠点づくりと地域（各区）間との連携を高めていくことによ
り、個々にまとまりのあるコンパクトなまちづくりを推進し、市民の暮らしやすさや地域の活力

6 を維持しながら地域のエネルギー消費量の低減に努めます。

7

(1) コンパクトで暮らしやすい都市構造の構築

- 「新潟市都市計画基本方針」、「新潟市立地適正化計画」に基づく適正な土地利用の誘導を図ることで、新潟らしいコンパクトなまち「田園に包まれた多核連携型都市」の実現を目指します。
- 「にいがた都市交通戦略プラン」に基づき、コンパクト・プラス・ネットワークを基本とする公共交通政策を推進します。

(2)暮らしやすい生活圏の実現

- 新潟駅から古町地区を結ぶ都心軸において都市機能の向上による中心市街地の再構築など、「新潟都心の都市デザイン」の具現化を推進します。
- 地域（各区）の特性を活かした拠点づくりを進めるとともに、まちなかの生活サービス機能を充実させ、公共施設も適正に配置します。
- 各拠点における徒歩圏で生活できるまちづくりを推進します。
- 空き家を活用し、住宅地の維持・活性化を図ります。

8

基本対策2－2 緑化の推進

3 緑地や森林は、温室効果ガスの吸収源となる他、夏の気温上昇の緩和に寄与するだけでなく、
4 雨水の地下浸透による水害の防止にも貢献するとされています。緑化には、環境面、経済面、そ
5 して心理面など様々な効果が期待できるため、市内全域の緑の保全・創造を推進します。

(1) 身近な緑の確保

- 市民と次世代を担う子どもたちにやすらぎと潤いを与える公園や緑地の整備を進めます。
- 公共施設における積極的な緑化を推進します。
- 都心部等のまちなかにおける民有地の緑化を推進します。
- 緑地協定制度等の活用を図り、住宅等の民有地の緑化を推進します。
- 公園や道路等の公共施設で緑化活動を行う地域団体等を支援します。
- 民有の樹木・樹林を保存樹・保存樹林として指定します。

(2) 森林の保全と活用

- 森林の有する多面的機能の発揮に向け、新潟市森林整備計画に基づき、総合的・計画的な森林整備を推進します。
- にいつ丘陵、角田山・多宝山や海岸林等といった「都市近郊林」について、一層の利用促進に努めます。
- 海岸保安林等への防除対策等を実施し、松くい虫等の被害から守ります。
- 市民ボランティア団体などの海岸保安林・里山の手入れ活動に対し支援を行い、守り人活動の「輪」を広げます。

(3) 地元産材の活用促進

- 輸送に係るエネルギー消費量の抑制に資する地元産材活用を県と連携して推進します。
- 温室効果ガスの吸収源である森林の保全のため、森林整備を促進します。
- 県と連携して地元産材のPRを行い、林業を支援します。
- 市施設の建設にあたっては、地元産材・間伐材を積極的に利用します。

基本対策2－3 公共交通と自転車・歩行者利用の促進

脱炭素社会の実現には、自家用車に依存したライフスタイルから脱却し、持続可能で誰もが暮らしやすいまちづくりが必要です。自家用車から公共交通や自転車等への利用転換へつながるよう、環境の整備を行うとともに、利用促進のための意識啓発を行います。

(1)都心アクセスの強化と都心部での移動円滑化

- 都心方面を結ぶ公共交通のサービスをより強化し、自家用車からの転換を促進します。
- 都心方面を結ぶ幹線的な交通としての鉄道・バス及び、それにアクセスする交通としてバス・タクシー・自転車間の役割分担を図り、各交通手段間の結節強化を図ります。
- 商業施設の駐車場の活用など事業者との連携等によるパークアンドライドを推進します。
- まちなかの通過交通を抑制し、公共交通や歩行者・自転車通行空間の確保等道路空間を再構築・利活用することで、多様な交通手段による回遊性を向上させます。

(2)生活交通の確保維持・強化

- 多様なライフステージ等のニーズや需要に応じた乗合タクシーや自転車、自家用車等を含めた適切な交通手段を活用します。
- 地域のニーズに応じた交通サービスを効率的に提供するため、住民バス制度等地域主導による計画づくりや運営を推進します。

(3)自転車利用環境の整備

- 「新潟市自転車利用環境計画」に基づき、自転車走行空間の整備を推進し、自転車が安全に快適に走行できる連続した走行空間のネットワーク形成を図ります。
- 既設の駐輪場の利用効率向上を図るとともに、歩行者の安心・安全や自転車利用者ニーズを踏まえた駐輪場を整備します。
- 撤去自転車や長期放置自転車をリサイクルし、レンタサイクル等に活用します。
- IoTを活用したシェアサイクルシステムの利用促進を目指し、サービスの改善等に取組みます。

(4)公共交通・自転車利用の啓発

- 自家用車から公共交通機関、歩行・自転車利用への利用転換を促進するため、イベント時等を活用し、啓発活動を実施します。
- エコモビリティライフ推進運動の展開や、ノーマイカーデーの設定等モビリティマネジメントの普及啓発により、通勤時の公共交通や歩行・自転車利用を促進します。
- 交通事業者等と連携し、教室や出前授業等を実施します。

3 運輸部門からの温室効果ガス排出量が多い本市としては、自動車等のモビリティを脱炭素なものに転換していくことが必要です。市民、事業者に対し、脱炭素なモビリティの普及を推進するとともに、物流においては、より環境負荷の小さい輸送方法への転換を図ります。

(1)次世代自動車の普及拡大

- 電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド自動車（PHV）・燃料電池自動車（FCV）の普及促進のため、イベント等における啓発を行います。
- 県や民間事業者等と連携しながら、電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド自動車（PHV）の充電インフラ設備の設置拡大を図ります。
- 公用車への次世代自動車の導入を推進します。

(2)円滑な交通環境の整備

- 公共交通・歩行者・自転車を優先したまちづくりや歩行者・自転車通行空間の連続性の確保、円滑な交通規制等により、快適かつスマーズに移動できる環境整備を進めます。

(3)モーダルシフトの推進

- 鉄道・トラック・船舶・航空輸送の最適な組み合わせによる輸送の効率化と環境負荷の少ない輸送の両立を図ります。
- 県内・近県荷主に、新潟港へ輸出コンテナ貨物のシフトを促進し、陸送距離短縮による環境負荷の削減を図ります。
- 中長期的には、海上輸送と環境負荷の少ない陸上輸送を組み合わせた国際複合一貫輸送に対応した輸送システムの構築を推進します。

2 基本対策2－5 田園・自然と市街地の共生

3 都市機能が集中する市街地と豊かな田園風景や自然環境が広がる田園地域が互いに連携・補完
 4 し合いながら調和のとれたまちづくりを推進していくとともに、豊かな自然環境の保全と生物多
 5 様性の保全、将来を担う子ども達への自然学習などにも取組みます。

(1)田園・里潟・里山などの自然環境・生物多様性の保全

- 市の鳥ハクチョウをはじめとする野生生物と人との共生の場である田園や里潟・里山において生物多様性保全の環境づくりを推進し、世界目標であるネイチャーポジティブや30by30の達成に貢献します。
- 多種多様な動植物が生息・生育する田園、里潟、里山において、将来にわたって生息・生育し続けることができるよう、ラムサール条約湿地佐潟などの各種モニタリング調査を行います。
- 田園や里潟・里山などをひとつにつながった生物の生息生育空間とし、希少種の保全や外来生物の防除・駆除のほか、個体の有効活用などに努めます。
- 環境用水の導入により、水質の改善や四季を通じて水鳥や水生生物が生息できる環境を創出します。

(2)豊かな自然環境を保全する環境活動の推進

- 新潟市生物多様性地域計画の長期目標のもと、市民・地域コミュニティ・市民団体・事業者・教育機関・行政それが主体となった協働による生物多様性保全活動を進め、地域の自主的な活動を支援します。

(3)自然環境学習の推進

- 佐潟水鳥・湿地センターや水の駅「ビュー福島潟」など拠点施設と連携した子ども体験学習を推進します。
- 里潟や里山をフィールドとした自然体験活動を推進します。

1 取組方針 3

環境と地域経済の好循環の推進

3 基本対策 3-1

企業経営等の脱炭素化

4 国内外において、事業者の格付けや投資家及び消費者からの信用・支持の基準として、脱炭素経
5 営や気候変動対策に向けた多様な評価指標が注目されており、これらは大企業のみではなく、サブ
6 ライチェーン全体として取り組むことが求められています。また、J-クレジット制度や二酸化炭
7 素の排出量取引制度、化石燃料賦課金制度などカーボンプライシングが本格化する中にあっては、
8 事業者の持続的な企業経営と競争力の確保においても必要な取組と言えることから、これら脱炭素
9 経営や省エネルギー、業務効率化などに関する情報提供や普及促進に努めます。

10

(1)脱炭素経営の促進

- 中小企業等を対象に、環境経営等に関する研修・勉強会・講座開催等による情報発信や共有を進め、サプライチェーン全体での脱炭素化の取組を推進し、また企業の競争力向上を図ります。
- 脱炭素経営の浸透に向けた地域ぐるみの支援体制を構築し、温室効果ガス排出の「知る・測る・減らす」を支援します。
- 省エネ・低炭素活動に取組む優良事業者による事例の水平展開により取組の普及啓発を図ります。

(2)脱炭素技術・商品の導入促進

- 市内中小製造業・物流業の生産設備やデジタル技術の導入による生産性向上及び省エネ化・脱炭素化を図る設備投資を支援します。
- デジタル技術を活用した新たな製品やサービスの実証・実装を支援します。
- GX 製品・サービスの創出に向けた地域企業の連携を支援します。

11

基本対策3－2**脱炭素イノベーションの促進****重点
対策**

既存の脱炭素技術だけでは温室効果ガス排出量の大きな削減には限界があります。更なる温室効果ガス排出量の削減に向けて、本市のポテンシャルを活かしながら、脱炭素社会を実現するための新しい技術や取組を促進します。

(1)次世代太陽電池の導入促進

○ペロブスカイト太陽電池の普及に向けた啓発や社会実装を支援します。

(2)二酸化炭素の回収・有効活用・貯留技術の実現

○地域特性を活かした CCUS(二酸化炭素の回収・有効活用・貯留)に資する技術開発、事業化を促進します。

(3)水素活用の推進

○県、事業者と連携し、水素エネルギーの活用を推進します。

(4)カーボンニュートラルポートの促進

○国、県、企業等との連携による新潟港におけるカーボンニュートラルポート形成に向けた取組を促進します。

(5)その他脱炭素の新たな技術の地域実装の推進

○新たな脱炭素型製品・技術の地域における実装に向けた実証実験や初期需要の創出に向けた普及啓発を推進します。

基本対策3－3

環境保全型農業と農業の脱炭素化の推進

本市の恵まれた農村環境からの環境負荷を低減するため、持続可能な環境保全型農業を推進するとともに、農業からの温室効果ガスの削減に向けた取組を推進します。

(1) 環境と人にやさしい農業の推進

- 農業生産に由来する環境負荷を低減させるため、ICT等を活用した生産性向上の支援を行います。
- 環境保全型農業や資源循環型農業の新規取組や規模拡大に必要な支援を行います。
- 農場における脱炭素化・環境負荷低減に向け、農業者の適正施肥と化学肥料低減のため、土壌診断事業を実施します。
- 農地中間管理事業を活用した担い手への農地の集積・集約化を促進します。

(2) 農業における再生可能エネルギーの推進

- 畜農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）等農業関係施設への再生可能エネルギーの導入を推進します。

(3) J-クレジット制度の推進

- 農業分野のJ-クレジット創出に取組みます。

1 取組方針4

脱炭素型ライフスタイルへの転換

2

3

基本対策4－1

脱炭素社会への人づくり

4

5

6

7

(1)社会における環境学習の推進

- 脱炭素なライフスタイルの実践に向けて、市民、事業者、学校など、それぞれの取組主体に応じた普及啓発策や学習・教育を推進します。
- 脱炭素なライフスタイルが当たり前に取り組めるような環境や仕組みづくりを推進します。
- カーボンニュートラルに向けた国民の行動変容、ライフスタイル転換を促す国民運動「デコ活」の普及啓発を推進します。

(2)学校における環境教育の推進

- 環境教育に積極的に取り組む小学校を ESD 環境学習モデル校に指定し支援するほか、小中学校への環境教育副読本(電子ブック)の配付などを行います。
- 学校や社会教育施設、地域活動を結ぶネットワークを形成し地域との連携を進めるなど、「学・社・民の融合」による環境教育を推進します。
- 本市の農業が身近にある素晴らしい環境を活かして、新潟発わくわく教育ファームを推進します。

8

2 基本対策4－2 脱炭素につながる豊かな暮らしの実践

3 重点
4 対策

5 脱炭素なライフスタイルの実現には、「我慢の生活」ではなく、「より質が高く心豊かな生活」へ
6 の転換を促す必要があります。脱炭素なライフスタイルに向けた国民運動である「デコ活」を普及
7 し、市民の行動変容につなげる他、高性能住宅や次世代自動車の普及、モノ・サービス・場所などを
共有・交換して利用するシェアリングの促進を図ります。

(1) 「デコ活」の推進

○カーボンニュートラルに向けた国民の行動変容、ライフスタイル転換を促す国民運動「デコ活」の普及啓発を推進します。

(2) 高性能住宅の普及

○家庭における高効率給湯器など省エネルギー性能の高い機器の導入を支援します。
○ハウスメーカー・工務店等と協力し、ZEHなど高性能省エネ住宅、断熱リフォームの普及啓発を図ります。

(3) 次世代自動車の利用拡大

○電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）の普及促進のため、イベント等における啓発を行います。
○県や民間事業者等と連携しながら、電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド自動車（PHV）の充電インフラ設備の設置拡大を図ります。
○公用車への次世代自動車の導入を推進します。

(4) シェアリングの促進

○カーシェアリングや駐車場シェアリングの普及を促進します。
○自転車活用を推進するため、シェアサイクル・コミュニティサイクルの活用を図ります。
○シェアリングサービス（倉庫、トラック、ドライバー）による物流の効率化、モーダルシフトを促進します。
○クラウドコンピューティングなどICT等の活用により、都心部におけるシェアオフィス等の普及促進を図り、エネルギーの共有化、都心部の活性化に取組みます。

(5) 地産地消の推進

○地産地消の推進に積極的に取り組む小売店や飲食店等を「地産地消推進の店」に認定し、その取組を広く周知、情報発信・PRします。

2 基本対策4－3 資源循環型社会の構築

3 ごみの削減は、生産・流通・消費によるエネルギー消費量の発生を防ぐとともに、ごみ処理に
 4 伴う温室効果ガス排出量の低減へつながるもので。まず、ごみを出さない（発生抑制：リデ
 5 ュース）ことに積極的に取組み、ごみの排出時には、再使用（リユース）、再資源化（リサイク
 6 ル）を推進し、繰り返し利用することによる資源循環型社会の構築を推進します。

(1)3R（スリーアール）の推進によるごみの減量とさらなる資源循環

- 分かりやすい分別情報の提供により、可能な限りごみを減量し資源物の分別徹底を推進します。
- マイバッグ運動やマイボトルの利用促進などによるリユース、古布・古着の拠点回収を通じリユースを推進します。
- 学校給食残さを含めた生ごみの資源化を進めるとともに、枝葉・草などの利活用を推進します。
- 家庭の生ごみの堆肥化の推進や乾燥生ごみの拠点回収等により家庭系ごみの減量に努めます。
- 市内の飲食店等事業者と連携した食品ロス削減の取組促進や、市民への意識啓発を図ります。
- 資源物の拠点回収場所の周知と回収量等に応じた回収場所を確保します。

(2)事業系ごみの排出抑制と資源化の推進

- 排出事業者が事業系ごみの分別と資源化に取り組むことができるようガイドラインの普及に努めます。また、展開検査・訪問指導等により資源物の搬入規制を実施することで実効性を確保します。
- ごみの減量や資源化に積極的に取り組む事業者を評価して表彰する制度により、認定された事業者の取組みが、他の事業者へ波及するよう様々な媒体を通じて周知を行うことで、環境に配慮した事業者等の成長と発展並びに本市の活性化を図ります。

基本対策4－4 市の率先行動の推進

3 市の事務事業から発生する温室効果ガス排出量の削減に向け、「新潟市地球温暖化対策実行計画
4 (市役所率先実行版)」に基づき、率先行動としての取組を推進します。

(1)市の率先行動の推進

- 「新潟市地球温暖化対策実行計画（市役所率先実行版）」に基づき、『エネルギー起源 CO₂ 排出量を 2030 年度までに 2013 年度比で 50%以上削減する』を目標に、市役所の事務事業からの温室効果ガス排出量の削減を推進します。

(2)環境に配慮した事業者選定の推進

- 公共施設への再生可能エネルギー由来の電力調達を推進します。
- 環境配慮型入札の適用について検討を行います。

(3)資金スキームの検討

- 公共施設の脱炭素化のための資金の確保について検討します。

1 取組方針5

気候変動適応策の実践

2

3

基本対策5－1

自然災害対策の推進

4

5

6

7

(1)豪雨等自然災害対策の推進

- 集中豪雨等による雨水災害時にも既存施設の能力を最大限確保し、被害を最小限に抑えます。
- ポンプ場や雨水貯留管などの施設整備と併せ、自助・共助対策への支援を行い、ハード・ソフト両面からの総合的な浸水対策を推進します。
- 公共施設への再生可能エネルギーや蓄電池等の導入により防災拠点としての能力向上を図ります。

(2)市民の防災意識の高揚化

- 津波、洪水、浸水、道路冠水、土砂災害、ため池、液状化、なだれ等ハザード毎のハザードマップを有効活用してもらうよう市民啓発を強化し、地域が抱えるリスクの把握や迅速で的確な避難行動に結びつけます。
- 市内中学校区ごとに作成した総合ハザードマップの周知・徹底を推進します。

(3)迅速な災害情報等の発信

- 一元的に情報配信するシステムの運用を行い、迅速に災害情報等を発信します。

8

基本対策5－2**熱中症・感染症対策の推進（ヒートアイランド対策）**

重点
対策

既に増加傾向がみられる熱中症への対策のため、ヒートアイランド対策やクールシェアスポットの確保等暑さの緩和のための取組を推進するとともに、予防・対処法などの注意喚起や情報提供に努めます。また、将来的に発生リスクが懸念されている感染症に関する情報提供等、感染症対策の推進に努めます。

(1)熱中症対策の推進

- 体育施設・公共施設等において熱中症予防運動指数・暑さ指数（WBGT）及び予防・対処法などの注意喚起ポスター等の掲示や施設利用者への声掛けにより、熱中症予防の周知・啓発を図ります。
- 体育施設等において、冷房や大型扇風機、ミスト噴霧器の設置を進めます。
- にいがた防災メール等により、気象情報の提供・注意喚起を行うとともに、熱中症の発生状況などを市ホームページに掲載します。
- 暑さを一時的にしのぐことができるコミュニティオアシス（クールシェアスポット）の情報を収集し、周知を図ります。

(2)ヒートアイランド対策の推進

- 公共施設における積極的な緑化を推進します。
- 都市において限られた空間を緑で覆う、敷地内緑化、屋上・壁面緑化等を推進します。
- 自家用車から公共交通・自転車・歩行への交通体系の転換促進により、交通渋滞の緩和や効率的な流通を促し、自動車排熱の低減を図ります。
- 夏場の空調の運転効率化等の取組を推進し、ビル等からの人工排熱抑制に努めます。

(3)感染症対策の推進

- 感染症に関しての情報を市ホームページや市報等に掲載し、市民への注意喚起を図ります。
- デング熱等の感染症リスクに関する情報発信を行い、感染症の発生予防、及びまん延の防止に努めます。
- 蚊が媒介する感染症の発生を抑制するため、自治会・町内会等が行う駆除対策を支援します。

基本対策5－3 適応型農林水産業の推進

本市の主要産業である農業や水産業への気候変動影響を鑑み、高温や動物感染症の発生増加、多雨・強雨の増加や渇水リスクなどを想定し、それぞれの変化に対応するための取組を推進します。

(1)高温対策の推進

- 高温による生育障害や品質・収穫の低下、栽培適地の変化等の影響を回避・軽減するため、高温耐性品種などの生産現場への普及を図ります。
- 温暖化による影響等のモニタリングや病害虫の発生状況の調査等を行い、適時適切な病害虫防除、情報提供を行います。
- 高温時の作業の危険性の周知・指導により農林漁業従事者の熱中症対策を行います。
- 県・JA・市場と連携しながら新たな昇温抑制技術や耐暑性品種を取り入れた試験研究を行い、新技術・新品種の普及を図ります。

(2)動物の感染症対策の推進

- 鳥インフルエンザ等動物感染症、伝染性疾病の対策を関係機関と連携しながら行います。

(3)多雨・強雨対策の推進

- 排水機場や排水路等の整備により、農地の湛水被害等の防止の推進、排水対策の徹底を図ります。
- 耐候性ハウスの導入等気候変動に対応した施設等の導入を促進します。

(4)渇水リスクへの対応

- 効率的な農業用水の確保・利活用等を促進し、渇水リスクに備えます。
- 県など関係機関と連携し、渇水時の技術的な情報発信を行います。

基本対策5－4 地域のレジリエンスの強化

3 気候変動に伴う自然災害等の発生を未然に防ぎ、また発生時には迅速に都市や地域の機能を回復できるよう、地域のインフラのみならず、自助・共助を含めた地域のレジリエンス（強靭性）
4 を強化します。

(1)豊かな自然環境の保全

- 防災機能を有する森林の多面的機能を踏まえ、森林整備を促進します。

(2)治水対策・浸水対策の強化

- 洪水予報河川、水位周知河川の河川管理者と協議し、タイムラインを策定し、庁内での共有を図ります。
- 信濃川、阿賀野川の河道掘削、大河津分水路の抜本的改修及び中ノ口川の改修など、治水対策が着実に推進されるよう河川管理者（国・県）へ治水対策の推進を要望します。
- 浸水対策施設の整備を進めます。
- 雨水流出を抑制するため、雨水浸透枠、貯留タンク設置への助成を行います。
- 高潮や津波による海水逆流の発生時においては、迅速な情報提供を行い、信濃川下流河川事務所等、個々の土地改良区等と連携して対応します。

(3)田園の防災機能活用

- 水田の貯留能力により、河川や水路の急激な水位上昇を抑え、周辺の農地や住宅地の浸水被害リスクを低減させる効果を持つ「田んぼダム」の取組を農業者の協力のもと推進します。
- 農業・農村の有する多面的機能の発揮を図るための地域の農地・農業用水等の保全管理活動を支援するとともに、新たに取り組む地域の既存組織への編入、活動組織の広域化を推進し、取組面積の拡大を図ります。

(4)海岸侵食対策の推進

- 新潟海岸の海岸侵食対策として海岸保全施設の整備が着実に推進されるよう、海岸管理者（国・県）へ要望します。

(5)土砂災害対策の強化

- 土砂災害ハザードマップの作成・周知等により、避難体制・地域防災力を強化します。
- 土砂災害警戒区域へのパトロールを行うとともに、県へ土砂災害対策の推進を要望します。

(6)災害に強いまちづくりの推進

- 大災害発生時に、本市が救援拠点として機能できるよう、平時の利用も勘案しながら交通インフラの強化を推進します。さらに、救援・支援体制の整備や他自治体との連携を強化し、国土強靭化を図るための災害に強い基盤を整備します。
- 発災時に市民一人ひとりが適切な行動がとれるよう、要配慮者避難確保計画の策定や総合ハザードマップの作成・配布等により、避難体制・地域防災力を強化します。
- ライフライン関係事業者と平時から情報交換を行うほか、非常時における連携体制を構築します。

(7)災害廃棄物や有害物質の対策の推進

- 災害廃棄物発生量の推計や仮置き場の選定、選別・処理の方法等を定めた「災害廃棄物処理計画」について、より実践に即した計画になるよう見直し等を検討していきます。
- 有害物質を取り扱う事業所を把握するとともに、あらかじめ災害時における流出防止対策を講じるよう指導するなど、適正な処理体制の整備に努めます。

3 施策の進捗管理

1 主な施策の進捗管理指標

2030 年度の温室効果ガス排出量の削減目標（2013 年度比 50% 削減）達成に向けての進捗状況を管理するため、5 つの部門ごとに「進捗管理指標」を設定します。温室効果ガス排出量の削減に直接的に寄与する主な施策に関する代表的な指標により進捗状況の確認を行います。

新潟市の施策のみをもって削減目標を達成することは困難であることから、市民や事業者など多様な主体と連携・協働のもとに達成を目指します。

■ 部門別排出量削減の進捗管理に係る指標

部門	進捗管理指標	現状値 2024 年度 (令和 6 年度)	目標 2030 年度 (令和 12 年度)
産業	各事業所におけるエネルギー消費量	— (21,788TJ)	前年度比 △1 %を継続 [2024 年度比△6%]
	大規模排出事業所からの温室効果ガス排出量	2013 年度比 △20% (252,750 t-CO ₂)	2013 年度比 △46%
業務	事務所などにおける太陽光発電設備の設置割合	4.0% (1,318 件)	10%
	設置可能な市の施設における太陽光発電設備設置割合	19.3% (72 施設)	50%
家庭	新築住宅における住宅用太陽光発電設備設置割合	38.3% (971 軒)	50%
	新築住宅 ZEH 基準の省エネ機能を有する住宅の割合	51.2% (1,325 軒)	100%
運輸	全自動車のうち EV, PHV, FCV の割合	0.7% (4,120 台)	17%
廃棄物	一般廃棄物の排出量	922g/人・日	911g/人・日

() 内は現状値の実数を示す